

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成二十四年度及び平成二十五年度について、三十六・五パーセントの国庫負担の割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を国庫が負担するものとする規定から、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用する旨を削除すること。（附則第十四条の二関係）

二 年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年度における適正化の割合を一・三パーセントに引き上げること。（附則第七条の二、第八条の二、第二十七条の二、第二十八条の二、第二十九条の二、第五十二条の二、第五十三条の二及び第五十四条の二関係）

第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等の一部改正

一 国家公務員共済組合制度等について、第一の一の修正に準じた修正を行うこと。（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の二等関係）

二 国家公務員共済組合法等による年金である給付について、第一の二に準じた修正を行うこと。（国家

公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の二等関係）

第三 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、第一の二の修正に準じた修正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年度における適正化の割合を〇・九パーセントに引き上げること。（第一項及び第二項関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行することとともに、年金額の改定の特例措置の段階的な解消等に係る施行期日を平成二十五年四月一日に繰り下げること。（附則第一条関係）

二 その他所要の修正を行うこと。